

ES(社員満足度)向上による若手人材確保・定着事業助成金 FAQ

公益財団法人東京しごと財団 企業支援部 雇用環境整備課
令和7年6月10日更新

番号	項目	質問 (Question)	回答 (Answer)
申請手続全般について			
1	共通	書類を提出しましたが、間違えた書類を送ってしまいました。書類を返却してもらえますか。	一度ご提出いただいた書類は返却いたしません。
2	共通	提出書類の控えをとっていません。コピーを送ってもらえますか？	ご提出いただいた書類は原本、コピーに関わらず返却いたしません。必ずご自身で控えをとっていただき、ご提出ください。
3	共通	・所在地を移転しました。 ・事業者の名称を変更しました。 ・代表者が変更となりました。 どのような手続が必要ですか。	支援決定日以降に所在地移転や事業者名称変更、代表者変更があった場合は、変更届出書(様式第8-4号)を、速やかに提出してください。
4	共通	電子申請をしたいのですが、電子データの添付ができません。直接持参して提出してもよいですか。	電子データの添付ができない場合は、郵送で申請してください。来所による持参提出は受け付けておりません。郵送の場合には、簡易書留等配達記録の残る方法でお送りください。書類到着の有無に関するお問い合わせには応じられません。(書類の到達確認は、郵便局の追跡サービスをご利用ください。)
助成対象事業者の要件について			
5	事業者要件	登記上の本店所在地と本社機能を持つ事業所地とが異なる場合、又は登記上の本店所在地が都外の場合、都内事業所の水道光熱費の請求書、領収書又は賃貸借契約書等を提出することになっていますが(募集要項「支援申込 提出書類一覧表」)、水道光熱費の請求書・領収書はいつの利用分を提出すればよいですか。	水道光熱費の請求書・領収書は、前月または前々月のものを提出してください。
6	事業者要件	社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、法人税法別表第3の「協同組合等」、労働者協同組合法に基づく「労働者協同組合」は、資本金(出資金)又は従業員の基準を満たせば申請できますか。	申請できます。(募集要項「助成対象事業者の要件」参照) ただし、次のア～オのいずれかに該当する者は除きます。 ア 構成員相互の親睦、連絡及び意見交換等を主目的とするもの(同窓会、同行会等) イ 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を目的とするもの ウ 特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの(後援会等) エ 国又は自治体が出えん又は監理等する団体及びこれに準ずる団体 オ 法人格のない任意団体、政治団体、宗教団体及び運営費の大半を公的機関から得ている法人等
7	事業者要件	都内で起業したばかりの会社で、支援申込日時点で6か月以上雇用されている雇用保険加入者がいません。これから新規に社員の採用をしますが、この場合でも申請できますか。	支援申込日時点、かつ、支給申請日時点において、都内に勤務する常時使用する従業員であって、かつ雇用保険の被保険者であり6か月以上継続して雇用している従業員が在籍している必要があります。支給申請日時点でこの要件を満たさない場合には申請できません。
8	事業者要件	本社は都外ですが、都内に事業所があり、その都内事業所で助成対象事業を実施することを考えています。この場合は、申請の対象となりますか。	本社が都外であっても都内に事業所があれば申請の対象となります。ただし資本金の額または出資の総額若しくは常時使用する従業員の数の要件等を満たすことが必要です。詳細については募集要項の「助成対象事業者の要件」及び「中小企業定義について」をご確認ください。
9	事業者要件	個人事業主ですが、この助成金の申請はできますか。	個人事業主の場合も、助成対象事業者の要件を満たしていればご申請いただけます。(募集要項「助成対象事業者の要件」参照) なお、法人の場合とは提出書類が一部異なりますので、募集要項を必ずご確認ください。
10	事業者要件	誓約書の「風俗営業等の規則～」の項目に業務形態が該当しているため、チェックを記入できません。この場合、助成対象事業者として助成金の申請はできますか。	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第二条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業およびこれらに類する事業を行っていないことが助成対象事業者の要件となります。上記の業務形態に該当する場合は、申請ができません。(募集要項「助成対象事業者の要件」参照) 誓約書すべての項目にチェックの記入ができる場合のみ、この助成金をご申請いただけます。
11	従業員について	6か月以上雇用されている従業員が一人しかおらず、その従業員は現在休業中です。申請できますか。	休業中の従業員であっても、支給申請日時点において、都内に勤務する常時使用する従業員で、雇用保険の被保険者であり6か月以上継続して雇用している従業員がいれば、申請可能です。

ES(社員満足度)向上による若手人材確保・定着事業助成金 FAQ

公益財団法人東京しごと財団 企業支援部 雇用環境整備課
令和7年6月10日更新

番号	項目	質問 (Question)	回答 (Answer)
12	従業員について	常時使用する従業員とは何ですか。	労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする」従業員をいいます。この要件に該当すれば、パート・アルバイトも含まれます。詳細については、募集要項「助成対象事業者の要件」をご確認ください。
13	従業員について	常時使用する従業員に役員は含まれますか。	原則として役員は従業員に含めません。ただし、例外としてハローワークで「兼務役員」として認められている場合は従業員とみなされますので、兼務役員であることを証明する書類(兼務役員実態証明書等)の写しを提出してください。
14	従業員について	若手とは何歳の者ですか。	本助成金では、若手とは35歳未満の者をいいます。
15	従業員について	「支援申込日から過去3年間の常時使用する若手従業員の合計採用数が、常時使用する従業員の支援申込日時点の総数の10%以下であること」とありますが、合計採用数にはすでに退職してしまった若手従業員も含まれますか。	支援申込日から過去3年間に採用された常時使用する若手従業員であれば、すでに退職してしまった者も含まれます。
16	従業員について	「支援申込日から過去3年間の常時使用する若手従業員の合計採用数が、常時使用する従業員の支援申込日時点の総数の10%以下であること」とありますが、若手従業員か否かは、採用日時点の年齢で判断すればよいですか。	お見込みのとおりです。
支援申込について			
17	支援申込	登記上の本店に従業員がいない場合にも、事業所一覧に記入する必要がありますか。	事業所一覧に本店所在地を入力のうち、人数は0(ゼロ)と記入してください。
18	支援申込	個人事業主です。開業届を紛失してしまったのですが、どうしたらよいですか。	都税事務所に提出した「事業開始等申告書」の写しをご提出ください。
19	支援申込	法人住民税・法人事業税の納税証明書で、法人事業税の納付額が0円の場合は、法人住民税の納税証明書のみを提出すればよいですか。	課税がない場合でも、法人事業税の納付額0円が記載された納税証明書の提出が必要です。非課税の場合は、課税対象とならない理由が示された書類を提出してください。
20	支援申込	支援申込の受付は、どのような順番で行いますか。	支援申込は、前期・後期に分けて受付します。各期間内での受付については、郵送の場合は消印有効での提出、電子申請の場合は期限日の23時59分までに手続完了する必要があります。ただし、各期受付予定企業数は30社で、受付先着順です。書類不備がなく、審査が通った順で支援決定を行い、受付予定企業数を上回った場合は、期限前であっても受付を終了します。
21	支援申込	電子申請を検討しています。GビズIDの取得にはどれくらい時間がかかりますか。	GビズIDの取得には、デジタル庁のGビズID運用センターによる審査があり、取得まで1~2週間かかります。日程に余裕をもってご準備ください。(※J Grantsの公式HP(下記URL)にて詳細をご確認ください。) https://www.jgrants-portal.go.jp/request-flow
専門家派遣について			
22	専門家派遣	専門家派遣には費用がかかりますか。	費用はかかりません。
23	専門家派遣	専門家派遣では、どのような内容について相談できますか。専門家に取組計画書の作成自体や申請書類の作成を依頼できるのでしょうか。	社員満足度向上に向けた取組計画の作成を主な目的とした助言や相談を行います。募集要項「専門家との相談内容についての一例」において相談内容の例をご確認いただけます。取組計画の作成や助成金の申請は事業者自身が行ってください。専門家に依頼することはできません。
24	専門家派遣	専門家派遣は1回で終了することができますか。	取組計画については、専門家派遣終了後、専門家からの了承を得る必要がありますので、事業者の任意のタイミングで終了できるものではありません。

ES(社員満足度)向上による若手人材確保・定着事業助成金 FAQ

公益財団法人東京しごと財団 企業支援部 雇用環境整備課
令和7年6月10日更新

番号	項目	質問 (Question)	回答 (Answer)
25	専門家派遣	専門家派遣に際して事前に準備するものはありますか。	事前準備の概要は下記のとおりですが、詳細は支援決定後に事務局からご連絡いたします。 ①事前アンケート 事務局から事前アンケートフォームをメールでお送りします。アンケートは事業者及び従業員に対して実施します。 ②参考資料の提出 専門家派遣において本助成金に係る助言を効果的に行うため、参考資料として「決算書」を提出してください。記入様式は事務局からお送りします。 ③事前ヒアリング 事前アンケート結果を基に、専門家から事業者に対して事前ヒアリングを実施します。事前ヒアリングはオンラインで実施します。所要時間は30分程度です。
支給申請について			
26	支給申請	助成対象事業の実施予定期間が2年間で、1年目の支給決定を受けましたが、不測の事態により助成対象事業に取り組むことができませんでした。この場合、2年目の申請をすることはできますか。	支給決定された内容は、原則予定通り実施してください。①住宅の借上げ、②食事等の提供、③健康増進サービスの提供について、1つも取り組むことが出来なかった場合、2年目の申請をすることはできません。万一、不測の事態により、助成対象となる①住宅の借上げ、②食事等の提供、③健康増進サービスの提供のうち、1つしか実施できない見込みとなった場合は、速やかに財団に状況を報告してください。取組項目の変更が発生する場合等は、再度の専門家派遣を実施することがあります。 ただし、「住宅の借上げ」に取り組む予定だったものの、入居希望がなく、住宅の借上げが発生しなかったときは、社宅規程を設けて利用対象従業員の要件及び費用負担について明記するとともに、若手人材の採用活動におけるPR及び社内周知等を行っている場合に限り、助成対象事業として取り組んだこととします。(精算額はゼロです。)
助成対象経費について			
27	助成対象経費	他の取引と相殺して支払った経費は助成対象になりますか。	現金、口座振込、口座振替以外の方法により支払われた経費であるため、助成対象外です。 通常業務や他の取引と混合して支払が行われており、助成対象事業の経費が明確に区分できない経費も対象外です。(募集要項「助成対象外経費」参照)
28	助成対象経費	利用料の支払が後払いのため、取組期間中に支払いを完了することができません。この分に関しては助成対象になりませんか。	助成対象経費は、原則として取組期間中に支払いを完了したものに限りませんが、借上げ住宅の賃料(管理費含む)又は各種サービスの継続的な利用料等について、前年度若しくは前々年度の取組期間中に締結し、かつ継続している契約の場合、又は、当該利用料等の前払い若しくは後払いが契約で定められていることにより、当該利用料等の支払期限が取組期間外に設定されている場合は、この限りではありません。 上記の理由により、支払完了日が実績報告期限を経過することが避けられない場合は、事前に財団にご連絡ください。 (募集要項「支給申請 助成対象経費」、「実績報告 報告期限」参照)
29	助成対象経費	クレジットカードでの支払いをした場合には、助成対象となりますか。	現金又は申請事業者名義の口座振込又は口座振替で支払うことが原則です。ただし、売主側の事情によりこれらの支払方法が選択できない場合に限り、法人名義のクレジットカード払い(個人名義のクレジットカード払いは不可)も助成対象になります。その際は、クレジットカードの引落しが、実績報告日までに完了していなければなりません。支払いが完了していない場合は助成対象外になります。また、クレジットカード払いにより発生したポイント分は現金換算を行い、助成金申請額から減額して申請してください。
30	助成対象経費	キャッシュレス決済により料金を支払った場合、助成対象になりますか。	現金、口座振込、口座振替以外の方法により支払われた経費は助成対象外です。 なお、売主側の事情により上記の支払方法が利用できない場合に限り、法人名義のクレジットカードによる支払が認められています。 (募集要項「助成対象外経費」参照)
31	助成対象経費	過去に付与されたポイントを使用して支払いをした場合には、助成対象となりますか。	現金、口座振込、口座振替以外の方法により支払われた経費は助成対象外です。したがって、ポイント使用分の経費は助成対象外となります。 現金、口座振込、口座振替の方法で支払う際に、一部ポイントを使用した場合は、その部分を差し引く必要があるため、使用したポイント分が確認ができる明細も一緒にご提出ください。

ES(社員満足度)向上による若手人材確保・定着事業助成金 FAQ

公益財団法人東京しごと財団 企業支援部 雇用環境整備課
令和7年6月10日更新

番号	項目	質問 (Question)	回答 (Answer)												
助成対象事業について															
32	共通	助成対象事業として、「住宅の借上げ」「食事等の提供」「健康増進サービスの提供」のいずれか一つだけ取り組む場合も助成対象になりますか。	助成対象になりません。 助成対象事業を2つ以上取り組むことが助成要件です(募集要項「助成金の概要 助成金支給要件」参照)。												
33	住宅の借上げ	都外に借上げ社宅があるのですが、都内にはありません。この場合、助成対象になりますか。	助成対象になりません。 「住宅の借上げ」については、都内・都外に関わらず、支援申込日から起算して1年前の日から支給要綱第15条第1項の規定による支給申請日まで継続して助成対象事業者が借り上げる従業員用の住宅がなく、かつ、支給要綱第15条第1項又は第4項の規定による支給申請に基づく支給決定日以後に賃貸借契約を締結するものである必要があります。												
34	住宅の借上げ	借上げ住宅の利用対象従業員の要件に「若手従業員(35歳未満)であること」とありますが、入居した時点で35歳未満であれば、その後35歳を超えても問題ありませんか。	入居時点だけでなく、借上げ住宅を利用している期間を通じて35歳未満である必要があります。 なお、35歳未満で入居し、入居している途中で35歳の誕生日を迎える場合、35歳になった日の前日(具体的には35歳の誕生日の前々日。民法の規定上、誕生日の前日をもって満年齢に達したとみなされる為)までが助成対象となります。 したがって、35歳の誕生日の前日以降は助成対象外となります。												
35	住宅の借上げ	若手従業員の家族が同居する場合は、助成対象になりますか。	助成対象になりますが、家族が複数名住んでいる場合であっても、家賃(管理費・共益費を含む)に係る助成対象経費は、1戸あたり月82,000円が上限です。助成率は2分の1(千円未満切捨て)のため、家賃(管理費・共益費を含む)の助成限度額は、月41,000円となります。 なお、礼金・更新料・仲介手数料に係る助成対象経費については、1戸当たり1回限り82,000円が上限で、助成限度額は1戸当たり1回限り41,000円となります。												
36	住宅の借上げ	支給申請時に提出した物件概要書に記載されている物件と違う物件を借り上げるようになりました。この場合、変更申請は必要ですか。	支給申請時の物件と違う物件を賃貸する場合であっても、変更後の物件から都内事業所まで、新幹線等の特別急行列車等を使用せずに通常の通勤経路の方法により通勤するとした場合の片道が1時間半以内である場合には変更申請は不要です。 ただし、助成額は、「住宅の借上げ」における支給決定額が上限であるため、支給決定金額以下の範囲での変更が可能です。 なお、不動産賃貸借契約締結後の更新時等の家賃の値上げについては、支給決定日から起算して1年間につき1回限り、事前の変更申請が可能です。事前に財団にご連絡の上、変更申請書を提出してください。												
37	食事等の提供	小売店で弁当を購入する場合は、助成対象になりますか。	契約に基づく継続的かつ定期的な利用ではないため助成対象外です。 「食事等の提供」として実施する助成対象事業は、以下の分類に当てはまる必要があります。弁当類の提供を検討している場合、「弁当類の定期的な配達」又は「弁当類の定期的な社内販売」として継続的かつ定期的な契約をサービス提供事業者と締結するもののみ対象となるため、ご注意ください。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">分類</th> <th style="text-align: center;">例・備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)設置型社食サービス</td> <td>置き型コンビニ、自動販売機(食ベ物)</td> </tr> <tr> <td>(2)専用機械による飲料提供</td> <td>ウォーターサーバー、給茶機、コーヒーマシン、自動販売機(飲み物)</td> </tr> <tr> <td>(3)弁当類の定期的な配達</td> <td>弁当の定期配達、飲料の定期訪問による販売</td> </tr> <tr> <td>(4)弁当類の定期的な社内販売</td> <td>弁当販売業者による都内事業所内での弁当販売</td> </tr> <tr> <td>(5)出張型食堂</td> <td>都内事業所内でのケータリング形式での食事等の提供(設備工事を伴うものは除く。)</td> </tr> </tbody> </table>	分類	例・備考	(1)設置型社食サービス	置き型コンビニ、自動販売機(食ベ物)	(2)専用機械による飲料提供	ウォーターサーバー、給茶機、コーヒーマシン、自動販売機(飲み物)	(3)弁当類の定期的な配達	弁当の定期配達、飲料の定期訪問による販売	(4)弁当類の定期的な社内販売	弁当販売業者による都内事業所内での弁当販売	(5)出張型食堂	都内事業所内でのケータリング形式での食事等の提供(設備工事を伴うものは除く。)
分類	例・備考														
(1)設置型社食サービス	置き型コンビニ、自動販売機(食ベ物)														
(2)専用機械による飲料提供	ウォーターサーバー、給茶機、コーヒーマシン、自動販売機(飲み物)														
(3)弁当類の定期的な配達	弁当の定期配達、飲料の定期訪問による販売														
(4)弁当類の定期的な社内販売	弁当販売業者による都内事業所内での弁当販売														
(5)出張型食堂	都内事業所内でのケータリング形式での食事等の提供(設備工事を伴うものは除く。)														
38	食事等の提供	ウォーターサーバー等、食事等の提供に必要な機器の送料、設置費用、保守管理費は助成対象になりますか。	機器自体が助成対象と認められている場合には、それに係る送料、設置費用、保守管理費も助成対象になります。												
39	食事等の提供	新たに取り組むものが対象ということですが、具体的にはどういう場合に対象になりますか。	支援申込日から起算して1年前の日から支給要綱第15条第1項又は第4項の規定による支給申請日まで継続して、上記Q&A37に掲載の分類と同じ分類の取組を都内事業所で行っておらず、かつ、当該支給決定日以後に食事等の提供に係るサービス提供事業者と契約を締結するものが対象です。 ただし、助成対象期間が1年を超える場合で、以下①又は②に該当するときは、この限りではありません。 ① 前年度以前に支給決定された助成対象事業を当年度以降にも実施するとき ② 前年度以前に支給決定された助成対象事業と同じ分類と認められる取組を当年度以降にも実施するとき												

ES(社員満足度)向上による若手人材確保・定着事業助成金 FAQ

公益財団法人東京しごと財団 企業支援部 雇用環境整備課
令和7年6月10日更新

番号	項目	質問 (Question)	回答 (Answer)																
40	食事等の提供	宴会や懇親会の費用は助成対象になりますか。	娯楽性の強い食事費用は助成対象外です。(募集要項「助成対象外経費」参照)																
41	食事等の提供	ランチバウチャーなどの金券類は、助成対象になりますか。	助成対象外です。(募集要項「助成対象外経費」参照)																
42	食事等の提供	食事等の提供のため、都内事業所にキッチンを設置したいのですが、助成対象になりますか。	配線設備や給排水設備の新設・撤去等、建築工事を伴うものは助成対象外です。(募集要項「助成対象事業の要件」参照)																
43	食事等の提供	35歳以上の従業員が利用した分も助成対象になりますか。	助成対象になります。																
44	食事等の提供	総合通販サイトで食料品(飲料含む)を定期購入した場合、助成対象になりますか。	総合通販サイト経由での定期購入は、助成対象外です。																
45	食事等の提供	設置型社食サービスに納入した飲食物が売れ残ってしまった場合、売れ残った飲食物に係る費用は助成対象になりますか。	設置型社食サービスに納入された飲食物のうち売れ残った分に係る費用のうち、売れていれば従業員が負担することとなる費用は助成対象外です。売れた場合に企業が負担することとなる費用のみ助成対象となります。 例:100円/個の飲食物をいったん企業が75個購入し、40円/個で従業員に販売していたが、10個売れ残ってしまった場合は、売れた分及び売れ残り分も合わせた、60円/個×75個=4,500円が助成対象経費となります。助成率1/2(千円未満は切り捨て)のため、4,500円×1/2(千円未満切り捨て)=2,000円が助成額となります。																
46	健康増進サービスの提供	「都内事業所での実技講座」に取り組みたいのですが、都内事業所に従業員全員がエクササイズをする十分な広さがありません。この場合、都内で貸会議室を借りて実施しても、助成対象事業として認められますか。	「健康増進サービスの提供」として実施する助成対象事業は、以下の分類に当てはまる必要があります。したがって、実技講座は都内事業所で実施する必要があります。 ただし、都内事業所に実施できるスペースがなく、やむを得ず貸会議室等を借りる場合には、以下①②のいずれも満たす場合に限り、対象とします。またこの場合、貸会議室等のレンタル費用も助成対象となりえます。 ①貸会議室等が都内に所在していることが支払関係書類等から確認できること ②本事業の助成対象事業に係る実技講座であることが明示された貸会議室等(貸会議室等入口や室内に、助成事業者が実施する実技講座であることが看板・表示板等で明示されていること)で、助成事業者の従業員が参加していることがわかる画像が提出できること																
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>例・備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(1) 健康増進に資するサービスの利用</td> </tr> <tr> <td>ア 都内事業所での実技講座</td> <td>集合形式で実施するヨガ講座、肩こり腰痛予防セミナー など</td> </tr> <tr> <td>イ 都内事業所での座学講座</td> <td>集合形式で実施する生活習慣病予防セミナー、食生活改善セミナー など</td> </tr> <tr> <td>ウ 法令で義務付けられていない健康診断・産業医面談等の実施</td> <td></td> </tr> <tr> <td>エ 従業員の健康管理を目的としたアプリ等の利用</td> <td>従業員の食生活管理・運動増進等を目的としたアプリ等の利用(アプリ開発費は除く。)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(2) 都内事業所で設置・共用する健康器具の購入・レンタル</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ランニングマシン、マッサージチェア、健康促進のための仮眠シート・昇降式デスク など</td> </tr> </tbody> </table>	分類	例・備考	(1) 健康増進に資するサービスの利用		ア 都内事業所での実技講座	集合形式で実施するヨガ講座、肩こり腰痛予防セミナー など	イ 都内事業所での座学講座	集合形式で実施する生活習慣病予防セミナー、食生活改善セミナー など	ウ 法令で義務付けられていない健康診断・産業医面談等の実施		エ 従業員の健康管理を目的としたアプリ等の利用	従業員の食生活管理・運動増進等を目的としたアプリ等の利用(アプリ開発費は除く。)	(2) 都内事業所で設置・共用する健康器具の購入・レンタル			ランニングマシン、マッサージチェア、健康促進のための仮眠シート・昇降式デスク など
分類	例・備考																		
(1) 健康増進に資するサービスの利用																			
ア 都内事業所での実技講座	集合形式で実施するヨガ講座、肩こり腰痛予防セミナー など																		
イ 都内事業所での座学講座	集合形式で実施する生活習慣病予防セミナー、食生活改善セミナー など																		
ウ 法令で義務付けられていない健康診断・産業医面談等の実施																			
エ 従業員の健康管理を目的としたアプリ等の利用	従業員の食生活管理・運動増進等を目的としたアプリ等の利用(アプリ開発費は除く。)																		
(2) 都内事業所で設置・共用する健康器具の購入・レンタル																			
	ランニングマシン、マッサージチェア、健康促進のための仮眠シート・昇降式デスク など																		
47	健康増進サービスの提供	新たに取り組むものが対象ということですが、具体的にはどういう場合に対象になりますか。	支援申込日から起算して1年前の日から支給要綱第15条第1項又は第4項の規定による支給申請日まで継続して、上記Q&A46(1)ア～エに掲載の分類と同じ分類の取組を都内事業所で行っておらず、かつ、当該支給決定日以後に上記Q&A46(1)又は(2)の取組に係るサービス提供事業者と契約を締結するものが対象です。 ただし、助成対象期間が1年を超える場合で、以下①又は②に該当するときは、この限りではありません。 ① 前年度以前に支給決定された助成対象事業を当年度以降にも実施するとき ② 前年度以前に支給決定された助成対象事業と同じ分類と認められる取組を当年度以降にも実施するとき																
48	健康増進サービスの提供	健康器具の送料、設置費用、保守管理費は助成対象になりますか。	健康器具自体が助成対象経費となっている場合には、それに係る送料、設置費用、保守管理費も助成対象になります。																
49	健康増進サービスの提供	都内事業所で開催する健康セミナー(研修)に都外事業所の従業員が参加しても助成対象になりますか。	原則として、都内事業所勤務の従業員が対象となっていますが、セミナー(研修)が都内事業所で開催されており、都内事業所の従業員が参加している場合に限り、都外事業所勤務の従業員が参加していることを妨げるものではありません。																

ES(社員満足度)向上による若手人材確保・定着事業助成金 FAQ

公益財団法人東京しごと財団 企業支援部 雇用環境整備課
令和7年6月10日更新

番号	項目	質問 (Question)	回答 (Answer)
50	健康増進サービスの提供	35歳以上の従業員が利用した分も助成対象になりますか。	助成対象になります。
51	健康増進サービスの提供	健康器具を購入し、従業員に配布した場合は助成対象になりますか。	健康器具は、都内事業所に設置・共用するものに限ります。従業員個人に配布した場合は助成対象外です。
52	健康増進サービスの提供	社内で健康セミナーを実施するにあたり、併せてオンライン配信もする予定です。オンライン配信に必要なビデオカメラの購入費用は助成対象になりますか。	汎用性があり、他の用途にも使用可能なものの経費は助成対象外です。(募集要項「助成対象外経費」参照)例)カメラ、マイク、PC等
53	健康増進サービスの提供	「従業員の健康管理を目的としたアプリ等の利用」で対象となるアプリはどのようなものですか。	「従業員の食生活管理・運動増進等を目的としたアプリ等」として普及しているものを対象とするため、以下の①及び②をいずれも満たしていることを要件とします。 ①アプリが「健康」「ヘルスケア」「フィットネス」に分類されるもので、従業員の食生活管理・運動増進等の健康管理ができることが対外的にも認められるものであること ②アプリのダウンロード数が1万件以上であること
54	健康増進サービスの提供	「従業員の健康管理を目的としたアプリ等の利用」で導入を検討しているヘルスケアアプリでは、従業員の健康管理を継続的に促すためのインセンティブ(ノバルティ)が含まれています。ノバルティが付随するアプリは対象になりますか。	従業員の健康管理を継続的に促す目的であり、かつ、そのインセンティブ(ノバルティ)を享受するのは当該従業員のみであれば、原則として対象となりえます。ただし、そのインセンティブ(ノバルティ)が著しく高価であるもの、従業員の健康管理以外の目的(販促等他の契約行為を目的とするもの)が考えられるもの等は対象外となります。個別案件については、専門家派遣時に当該事業者へ回答します。
55	健康増進サービスの提供	従業員の健康管理を目的としたアプリを導入する場合、全社体制で実施するため、都外事業所の従業員も使用することになります。この場合、助成対象になりますか。	従業員規模に応じた法人利用契約の場合、都外事業所の従業員数を加算しても、都内事業所の従業員数のみで利用する場合と料金が変わらない範囲でお認めします。個別案件については、専門家派遣時に当該事業者へご回答します。
実績報告について			
56	住宅の借上げ	「住宅の借上げ」に取り組んでいます。入居していた若手従業員が実績報告時点で退去することとなった場合は、住民票の提出はどうすればよいですか。	実績報告時に提出していただく証ひょう書類として、入居従業員の住民票記載事項証明書は必須となります。退去前に必ず取得するようにしてください。
57	住宅の借上げ	1年目から「住宅の借上げ」に取り組む予定でしたが、入居を希望する若手従業員がいなかったため、住宅を借り上げることが出来ませんでした。この場合、「住宅の借上げ」に取り組めなかったことにより、2つ目の取組が認められなかったり、2年目の支給申請もできなくなるのでしょうか。	社宅規程を設けて利用対象従業員の要件及び費用負担について明記するとともに、若手人材の採用活動におけるPR及び社内周知等を行っている場合に限って、結果として入居希望の若手従業員がおらず、住宅の借上げが発生しなかったとしても、助成対象事業として取り組んだこととします。(精算額はゼロです。)
58	住宅の借上げ	「住宅の借上げ」に取り組んでいます。若手従業員が途中で退去しましたが、1か月後に別の若手従業員が入居しました。この場合、若手従業員の入退去に伴う期間の空室の1か月間の家賃については、助成対象となりますか。	社宅規程を設けて利用対象従業員の要件及び費用負担について明記するとともに、若手人材の採用活動におけるPR及び社内周知等を行っている場合に限って、若手従業員の入居前の空室期間又は退去後の空室期間が発生した場合においても、それぞれ最大3か月分に限り助成対象となります。ただし、若手従業員が本来負担する予定であった金額は助成対象外です。精算額は、取組計画書に記載した事業者負担割合に応じて算出する必要があります。
59	食事等の提供・健康増進サービスの提供	「食事等の提供」(設置型社食サービス、専用機械による飲料提供)、又は「健康増進サービスの提供」(都内事業所内での実技講座、都内事業所での座学講座、都内事業所で設置・共用する健康器具)に取り組んだ場合に提出する写真・画像データはどのようなものを提出すればよいですか。	取組内容がわかる写真を提出してください。備品等を複数購入又はレンタルした場合には、同じ商品であっても、その全ての備品について、個数が分かるように撮影してください。実技・座学講座を実施する場合は、各実施分全ての写真の提出が必要です。
60	支払に係る証ひょう書類	個人事業主で、助成対象事業に係る経費の支払いは口座振込にしたのですが、金融機関の口座名義に屋号がなく、代表者個人名のものしかありません。提出書類として、どのようなものが必要ですか。	この場合、支払先から申請事業者名の領収書を発行してもらい提出していただくか、個人名義の金融機関口座でも、事業所としての決済口座であることがわかる経理帳簿などを提出していただき、私用の口座ではないことの確認をします。

ES(社員満足度)向上による若手人材確保・定着事業助成金 FAQ

公益財団法人東京しごと財団 企業支援部 雇用環境整備課
令和7年6月10日更新

番号	項目	質問 (Question)	回答 (Answer)
61	支払に係る証ひょう書類	助成対象事業に係る経費は原則として口座振込ですが、ネットバンキングでの支払いの場合はどのような書類が必要ですか。	領収書、もしくは取引金融機関のWEB「振込完了画面」や「取引明細照会画面」、入出金明細一覧の帳票などで支払日、支払先及び支払金額等が確認できるものを提出してください。なお、「振込処理予定一覧表」では、支払処理が確定していないので、書類として受付できません。
62	共通	助成金が支給されるまでの期間を教えてください。	必要な提出書類がすべて揃い、内容に不備がないことの確認ができてから審査に入ります。そのため、期間についてはお答えできません。審査の過程では、内容の確認や追加書類の提出の依頼等、財団から申請企業へお問い合わせをさせていただく場合もございます。なお、審査の経過や結果に関するお問い合わせには応じておりません。
63	共通	2つの助成対象事業に取り組む予定でしたが、不測の事態により、1つしか取り組めませんでした。その1つをもって助成金を受給することは可能ですか。	助成対象事業を2つ以上取り組むことが助成金の支給要件であるため、1つしか取り組めなかった場合は助成金を受給できません。万一、不測の事態により、助成対象となる①住宅の借上げ、②食事等の提供、③健康増進サービスの提供のうち、1つしか実施できない見込みとなった場合は、速やかに財団に状況を報告してください。取組項目の変更が発生する場合は、再度の専門家派遣を実施することがあります。なお「住宅の借上げ」に取り組む予定だったものの、入居希望がなく、住宅の借上げが発生しなかったときは、社宅規程を設けて利用対象従業員の要件及び費用負担について明記するとともに、若手人材の採用活動におけるPR及び社内周知等を行っている場合に限り、助成対象事業として取り組んだこととします。(精算額はゼロです。)
変更申請書について			
64	期間の変更	取組計画における助成対象事業の実施予定期間が1年の計画で支給決定されました。その後、取組を継続していく方針が変わったので、助成対象期間を3年に変更できますか。またその場合、必要な手順を教えてください。	事前に東京しごと財団(03-5211-0397)にご連絡のうえ、変更申請書を提出してください。助成対象期間が1年を超えると、1年目の取組期間終了日から起算して3カ月前から2カ月前までの間に2年目の支給申請を行わなければならない。また変更内容について承認された場合にのみ、期間の変更をすることができます。したがって、1年目の取組期間終了日から起算して3カ月前までに、変更申請の手続が完了していることが望ましいです。
65	価格改定等に伴う変更	助成対象事業として支給決定を受け、新たに契約したウォーターサーバーのリースについて、数か月後に値上げするという通知が来ました。価格改定に伴い、支給決定額を増額してもらうことは可能ですか。	事前に東京しごと財団(03-5211-0397)にご連絡のうえ、変更申請書を提出してください。支給決定金額の増額を伴う変更申請は、支給決定日から起算して1年間につき1回限りです。なお、支給決定金額の増額に係る変更申請は、以下の内容に限りです。また価格改定等に係る証ひょう書類の提出もあわせて必要です。 ①住宅の借上げ 不動産賃貸借契約締結後の更新時等の家賃の値上げ又は借上げ住宅の入居を希望する若手従業員数の増加 ②食事等の提供及び健康増進サービスの提供 各サービスの契約締結後のサービス料金等単価の値上げ ※②については、数量増加に伴う増額の変更申請は認められません。
その他			
66	事業終了後	助成金に関する書類はいつまで保管したらよいですか。	本助成金に係るすべての関係書類及び帳簿類は助成対象事業の終了した会計年度終了後5年間保存してください。(令和6年度に事業終了した場合は、令和12年3月31日まで保存) なお、提出書類の返却や送付依頼には一切応じられませんので、申請企業が必ず申請書類の控えをとって保管してください。
67	給与課税	事業主が従業員の食事代や借上げ社宅の家賃の一部を負担すると、給与とみなされて課税等の対象になることがありますか。	従業員の負担割合等によっては、給与とみなされ、課税等の対象となる場合があります。詳しくは税務署又は貴社の顧問税理士等にご相談ください。